

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	和光市 住民基本台帳関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和光市長

## 公表日

令和3年12月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳法関係事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、住民の個人番号管理を含む住民基本台帳に記録された特定個人情報に係る以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民基本台帳に記載された特定個人情報に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>・転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</li> <li>・住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>・本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>・地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会</li> <li>・住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> </ul> </li> <li>●各住民の個人番号に係る事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の指定及び通知等</li> <li>・個人番号の通知の送付先情報の管理</li> <li>・住民からの請求又は職権に基づく個人番号の変更</li> <li>・通知カードの送付及び紛失、返納届受付、記載事項変更等</li> <li>・個人番号カード交付及び紛失、返納届受付、記載事項変更等</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システム</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳 住民記録システムで管理される、住基法第5条に基づき作成される住民基本台帳の情報が記録されたデータファイル</li> <li>・本人確認情報 住民基本台帳ネットワークシステムで管理される、住基法第30条の6に規定する本人確認情報が記録されたデータファイル</li> <li>・送付先情報 住民基本台帳ネットワークシステムで管理される、番号法第7条第1項及び第2項に基づき通知カードを送付する際に使用する送付先情報が記録されたデータファイル</li> </ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85-2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120)</li> </ul> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし (該当する項なし)</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	戸籍住民課
②所属長の役職名	課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部情報推進課 情報統計担当
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	市民環境部戸籍住民課 住民担当

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

